

# 複数性・討議理論・シティズンシップ：ハーバーマ スと現代政治理論

牧野, 正義

<https://hdl.handle.net/2324/2534528>

---

出版情報 : Kyushu University, 2019, 博士 (学術), 論文博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏名	牧野正義			
論文名	複数性・討議理論・シティズンシップ —ハーバーマスと現代政治理論—			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	鏑木 政彦
	副査	九州大学	教授	岡崎 晴輝
	副査	九州大学	准教授	施 光恒
	副査	早稲田大学	教授	齋藤 純一
	副査	成蹊大学	教授	野口 雅弘

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、現代政治理論における論点の一つである「シティズンシップ」の問題、とりわけ現代社会にふさわしいシティズンシップ像について、現代ドイツの社会哲学者、ユルゲン・ハーバーマスの討議理論を手がかりとしながら検討するものである。ハーバーマスの討議理論とは、道徳的観点から相互の納得に基づく行為調整が可能になるとすれば、それはどのような条件や指針なのかを解明する討議倫理学を前提に、その究明対象を法や社会全体のあり方へと拡張し、そこで求められる規範的に重視すべき形式や手続きの解明を目指す理論である。討議理論と現代シティズンシップ論は問題領域が重なっているが、ハーバーマスに関する理解の混乱もあって、討議理論に基づく本格的なシティズンシップ論の展開はこれまでみられなかった。本論文は、討議理論的シティズンシップの全体像を打ち出すことによって、現代政治理論におけるこの空隙を埋める貴重な業績となっている。

本論文は、討議理論に基づくシティズンシップ論の全体像を、「中心的部分」（これは「基本原則」と「実践的方向性」から成る）、「補完的部分」、「応用的部分」から描き出している。まず第一章では、ハーバーマスの討議理論や民主的法治国家論がシティズンシップという観点から整理・再構成され、討議理論的シティズンシップの「中心的部分」の第一の要素「基本原則」が解明される。その要点は、①「道徳規範の妥当性に関する判断基準として、合理的討議における全関係者による受け入れ可能性という基準を尊重し、そうした道徳的観点との両立可能性を、行為調整や社会的ルールが認められうるための必要条件として位置づけること」、②「特に法規範について、関連するあらゆる道徳的・倫理的・実用的その他の論拠・利益が汲み尽くされることを期待できるような討議手続きの承認に基づく法的決定の受け入れが法共同体の全構成員にとって可能となるように法体系全体がデザインされるべきであるという基本的指針と、そのための必須の条件となる基本的権利や熟議民主主義といった制度の形式を尊重すること」、とまとめられる。この規範は、具体的な行為を指示する行為規範というよりも、ある状況で原則にかなう行為を認知するための規範であり、その意味で認知的な諸原則として理解されるものである。

第二章では、「中心的部分」の第二の要素、「実践的方向性」が解明される。上記のように認知的レベルでの規範理論を説く討議理論はこれまで、非現実的ではないか、抑圧的ではないか、複数性への配慮に欠けるのではないかと、という批判を受けることが多かった。本論文はこれらの批判に答

えながら、「基本原則」に適う規範や行為調整の実現にとって有意義な「実践的方向性」を描き出す。すなわち(1)(非現実的ではないかという批判に対して)これまで重視されてこなかった討議理論の諸特徴、すなわち合理的討議は最終的基準として重視されるが、それ意外のコミュニケーションを排除するわけではないこと、(2)(抑圧的ではないかという批判に対して)公共性の多元性やマイクロ権力の問題を軽視しているわけではなく、また現行の自由民主主義をそのまま是認しているわけでもなく、現実のコミュニケーションを通じた吟味と探究が重視されていること、(3)(複数性への配慮に欠けるのではないかという批判に対して)妥協や限定的コンセンサスなどは最終的な認知判断基準のレベルとは別に位置づけられており、一概に排除されているわけではないこと、を確認する。そのうえで、「実践的方向性」の要点として、妥当性の最終的判断基準と法体系構築の指針や制度的形式を尊重しながら、自らの思考実験を交えつつ、現実のコミュニケーションに開かれた形で継続的に吟味・探究すること、自己の思考と他者の行為や発言の間を往復しながら、コミュニケーションの欠損を補いつつ、自らの思考を修正し、得られた洞察をフィードバックすること、が抽出される。

第三章では第二章の補足となる議論が展開される。討議理論的シティズンシップでは「合理的な討議」という様式のみが唯一のコミュニケーションの形態ではないとされるが、それが特別な重要性を持ちうる場面として、経済・行政システムによるコミュニケーションの歪曲をいかに抑えるかという文脈が明らかにされる。これにより、「合理的な討議」という様式が重視される文脈を明確にして、第二章の「実践的方向性」の議論を補っている。

第四章と第五章では、討議理論的シティズンシップの「補完的部分」が論じられる。上記のように「中心的部分」では「基本原則」と「実践的方向性」は解明されたが、シティズンシップにおける動機づけの要素は欠けていた。そこで第四章では動機づけに関わる「市民的徳性」が、第五章では「市民的アイデンティティ」が論じられる。「市民的徳性」についてハーバーマスの討議理論は、討議を通じた納得による行為調整を原則とするために、共和主義のように市民的徳性を前提することではなく、「市民的徳性」の要求可能性は無条件に保証されるものではないとされる。だが、自らよき論拠を提供することを通じて、他の市民が自然に討議にコミットできるような状況を作ることには討議理論的に重要であると評価され、そこに「補完部分」としての動機づけの可能性が見出される(第四章)。また市民的アイデンティティに関してハーバーマスは憲法パトリオティズムを提唱し、単なる抽象的な憲法原理への忠誠ではなく、憲法に関わる歴史や誇りという感情的な次元を含む市民的アイデンティティの可能性を示すことで、動機づけの問題に対応しているとされる(第五章)。

第六章では、討議理論的シティズンシップ論の「応用的部分」として、シティズンシップ教育が論じられる。既存のシティズンシップ教育論に対して討議理論的シティズンシップ論は、学習の目的と内容、方法について注意すべき留意点を提供する。それは、複数性の尊重、多様な実践形態、幅広い領域に関わる学習、批判的リテラシーの育成、学習空間の相対化、新たな学び直し、俯瞰的視点と論拠の普遍化等であり、討議理論的シティズンシップの利点は、普通の市民の日常生活に根ざした、底の厚いシティズンシップの育成のために不可欠な論点を提示できる点に求められる。

以上のように、本論文は、英米圏を中心に展開されている現代政治理論の文脈のなかに、ユルゲン・ハーバーマスの討議理論を位置づけ、シティズンシップに関わる諸問題を検討しながら、討議理論的シティズンシップの全体像を描き出し、現代政治理論にとって重要な論点と構想を提出している。本論文は、既存のシティズンシップ論に対し、討議理論による新たな知見を提供するという意義を有するとともに、ハーバーマスの討議理論を政治理論的に一貫した視点で読み解きながら、混乱が見られるハーバーマス理解に対して統一的な解釈を提示することにも成功している。以上から、本論文を、博士(学術)の学位に値すると認める。